第3節

国際平和協力活動への取組

今日の国際社会は、大量破壊兵器などの拡散、国際テロ、複雑で多様な地域紛争、国際犯罪といった問題に直面しており、情報通信網の発達や経済のグローバル化などにともなう各国・地域の相互依存の深まりなどにより、わが国から遠く離れた地域で発生した事態であっても、わが国にその脅威や影響が及ぶことが懸念されるようになった。

グローバルな脅威への対応は、一国のみでの解決が困難であり、また、軍事面のみならず、さまざまな分野でのアプローチが必要であることから、国際社会が一致、協力して取り組むことが重要であると認識されている。

このような状況を踏まえ、新防衛大綱では「グローバルな安全保障環境の改善」を、わが国の防衛力の役割の一つとして位置づけたところであり、防衛省・自衛隊としては、紛争・テロなどの根本原因の解決などのための政府開発援助(ODA)を含む外交活動とも連携しつつ、Official Development Assistance
国際平和協力活動に積極的に取り組むとしている。

本節では、防衛省・自衛隊における国際平和協力活動 への取組について説明する。 (図表Ⅲ-3-3-1参照)

参照 資料25 (P471) · 26 (P473) · 59 (P518)

図表Ⅲ-3-3-1 自衛隊による国際平和協力活動 玉 平 和 業 穃 協 カ 「国際連合平和維持活動等に対する協力に関す る法律 に基づく活動 国 緊 急 援 助 活 動 際 罕和 「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づ く活動 協 イラク国家再建に向けた取組への協力 「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確 動 保支援活動の実施に関する特別措置法」に基づ く活動(09(平成21)年2月終結) 国際テロ対応のための活動 「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動 の実施に関する特別措置法」に基づく活動 (10(平成22)年1月終結)

凡例: ___ は限時法、 ___ は恒久法に基づく活動を示す。

■ 国際平和協力活動への積極的な取組

1 国際平和協力活動の本来任務化の意義

新たな安全保障環境においては、国際社会の平和と安定がわが国の平和と安全に密接に結びついているという認識を踏まえ、自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組むためには、教育訓練、所要の部隊や待機態勢、輸送能力の向上といった体制整備を進めることが必要である。これらの体制整備は、従来は付随的な業務!とされていた国際平和協力活動を本来任務2として位置づけた

上で行うことが適切であり、こうした考え方を踏まえ、 07 (平成19) 年、国際平和協力活動は周辺事態に対応し て行う活動などとともに、わが国の防衛や公共の秩序の 維持といった任務と並ぶ自衛隊の本来任務と位置づけら れた。

2 わが国の国際平和協力活動の変遷

湾岸戦争は、わが国による国際協力における軍事面で の人的貢献の必要性について認識させられる大きな転換

¹ 自衛隊法第8章(雑則)あるいは附則に規定される業務。

² 自衛隊法第3条に定める任務。主たる任務は「わが国の防衛」であり、従たる任務は「公共の秩序の維持」、「周辺事態に対応して行う活動」および「国際平和協力活動」である。

点となる出来事であった。湾岸戦争後の91(同3)年、わ が国の船舶の航行の安全を確保するため、海上自衛隊(海 自)の掃海部隊がペルシャ湾に派遣された。本派遣は、わ が国船舶の航行の安全確保という趣旨に加えて、被災国 の復興という平和的、人道的な目的を有する人的な国際 貢献策の一つとしての意義を有していた。また、翌92 (同4)年には、国際平和協力法³が制定され、同年9月、 初の自衛隊による国際連合(国連)平和維持活動(いわゆ るPKO) として、陸上自衛隊 (陸自) の施設部隊がカン ボジアに派遣された。以来、防衛省・自衛隊は、さまざ まな国際平和協力業務などに参加しており、11(同23) 年5月30日現在、国連東ティモール統合ミッション (UNMIT) に2名、国連ハイチ安定化ミッション United Nations Integrated Mission in Timor-Leste (MINUSTAH) に約330名、国連スーダン・ミッショ United Nations Stabilization Mission in Halti ン (UNMIS) に2名、国連兵力引き離し監視隊 United Nations Mission in Sudan (UNDOF) に46名の計約380名が任務についている。 United Nations Disengagement Observer Force

また、01 (同13) 年の9.11テロを受けて旧テロ対策特措法⁴ (同法の失効後は旧補給支援特措法⁵) が制定され、海自は中断をはさみながらも、約8年にわたりインド洋において補給活動を行った。さらに、03 (同15) 年には旧イラク特措法⁶が制定され、陸自はイラクのサマーワにおいて医療、給水、学校・道路など公共施設の復旧・整備を行い、航空自衛隊 (空自) はクウェートを拠点にイラク国内への人道復興関連物資などの輸送を行った。

こうした国際平和協力活動への自衛隊の参加は、わが 国を含む国際社会の平和と安全の維持に資するととも に、国連などの国際機関、諸外国の軍隊などと共に活動 することにより、諸外国などに自衛隊の能力を示す機会 にもなり、わが国に対する信頼向上に資するという側面 も有している。 (図表Ⅲ-3-3-2参照)

3 国際平和協力活動を迅速、的確に行うための平素からの取組

自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組むためには、引き続き、各種体制の整備を進めるなど平素からの取組が重要である。陸自は07(同19)年7月より各方面隊などから持ち回りで派遣の候補となる要員をあらかじめ指定し、派遣ニーズに迅速かつ継続的に対応できる態勢を維持している。また、08(同20)年3月には、陸自の中央即応集団の隷下に中央即応連隊を新編し、国際平和協力活動への派遣が決定された場合に速やかに先遣隊が派遣予定地に展開し、準備を行うことができる体制を整えた。

同年以来、毎年1回、国際平和協力活動派遣に関する一連の活動の訓練などを行うことにより、迅速な海外展開能力や海外における的確な任務遂行能力などの維持・向上を図っている。10(同22)年1月にハイチで発生した大地震にともなうPKO派遣において、国連の派遣要請からわずか2週間余りという短期間で派遣できたことは、このような訓練をはじめとする体制の整備の成果であったと言える。

また、09 (同21) 年には、わが国は、国連PKOへのより積極的な参加を目指し、国連待機制度 (UNSAS) 7 UN Stand-by Arrangements System への登録を行った。11 (同23) 年6月末現在、わが国は、①医療 (防疫上の措置を含む。)、②輸送、③保管 (備蓄を含む。)、④通信、⑤建設、⑥機械器具の据付け、検査または修理、の後方支援能力を有する自衛隊の部隊、および、⑦軍事監視要員、⑧司令部要員、のポストに就く要員を提供する用意がある旨を登録している。

³ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律<http://www.pko.go.jp/PKO J/data/law/law data02.html>参照。

⁴ 平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置および関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anpo/houan/tero/index.html>参照。

⁵ テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法 <http://www.cas.go.jp/jp/hourei/houritu/kyuuyu_sinpou.pdf>参照。

⁶ イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法 <http://www.cas.go.jp/jp/hourei/houritu/iraq_h.html>参照。

⁷ 国連PKOの機動的展開を可能にする目的で、94 (平成6)年に国連が導入した制度。国連加盟各国が、国連PKOの軍事部門に提供可能な能力、 要員数、派遣に要する期間などを予め国連に登録しておくことにより、国連PKOの展開に際して、国連から各国への派遣の打診の迅速化・円滑化を 図るもの。なお、登録に基づき国連から派遣要請がある場合も、実際に派遣するか否かは、各国が個別に判断することとなる。

図表Ⅲ-3-3-2 国際平和協力活動関連法の概要比較

項目	国際平和協力法	旧イラク人道復興支援特措法 (09(平成21)年7月31日失効)	旧補給支援特措法 (10(平成22)年1月15日失効)
目 的	○ 国際連合を中心とした国際平 和のための努力への積極的な寄 与	 国家の速やかな再建に向けたイラク国民による自主的な努力を支援し、促進しようとする国際社会の取組への主体的・積極的な寄与 イラク国家の再建を通じて、わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること 	○ 国際的なテロリズムの防止・ 根絶のための国際社会の取組に 積極的かつ主体的に寄与 ○わが国を含む国際社会の平和お よび安全の確保に資すること
自衛隊法の 規 定	○ 84条の4(6章)に規定	○ 自衛隊法附則に規定	○ 自衛隊法附則に規定
主要な活動	○ 国連平和維持活動○ 人道的な国際救援活動○ 国際的な選挙監視活動○ 上記活動のための物資協力	○ 人道復興支援活動 ○ 安全確保支援活動	○ 補給支援活動
活動地域	○ わが国以外の領域(公海を含む。)(紛争当事者間の停戦合意および受け入れ国の同意が必要)	○ わが国領域 ○ 外国の領域(当該外国およびイラクにおいては施政を行う機関の同意が必要)(注1) ○ 公海およびその上空(注1)	○ わが国領域○ 外国 (インド洋沿岸国などに限る)の領域 (当該外国の同意が必要) (注1)○ 公海 (インド洋などに限る)およびその上空 (注1)
国会承認	○ 自衛隊による平和維持隊本体 業務の実施について、原則とし て、事前に国会付議(注2)	○ 自衛隊による対応措置について、 その開始した日から20日以内に国 会付議(注2)	(注3)
国会報告	○ 実施計画の内容などについて 遅滞なく報告	○ 基本計画の内容などについて遅滞 なく報告	○ 実施計画の内容などについて 遅滞なく報告

- (注1)現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域に限る。
- (注2) 国会が閉会中などの場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。
- (注3) 法律上、①活動の種類および内容を補給のみに限定。②派遣先の外国の範囲を含む実施区域の範囲についても規定していることから、その活動の実施にあたり、重ねて国会承認を求めるまで必要ないと考えられるため、国会承認にかかわる規定は置かれていない。

自衛隊は、国際平和協力活動のための装備品の改善・ 充実も進めている。陸自は、防弾ガラスやランフラット タイヤ⁸などを装備した各種車両や、インフラの未整備 な場所でも活動ができるよう大容量発電機などを装備す るとともに、多様な環境下での活動を可能とするため、 輸送ヘリコプター(CH-47JA)のエンジン能力向上など を推進している。また、狙撃銃、小銃などの射撃位置を 探知する装備の研究も行っている。海自は、海外でのヘ リコプター運用の基盤ともなる輸送艦およびヘリコプ ター搭載護衛艦を装備するとともに、固定翼哨戒機を海 外で効果的に運用するための海上航空作戦指揮統制シス テムの可搬化および機動運用に関する運用研究などを推 進している。空自は、多様な環境下で航空機と地上との 指揮通信機能を保持するため、航空機用衛星電話などの 整備や輸送機用自己防御装置の整備を推進している。こ れらの装備は、わが国における事態発生時などにもきわ めて有効である。

また、陸自では、平素より部隊と家族および家族同士 のコミュニケーションを促進して、部隊・隊員が安心し て国際平和協力活動の任務に即応できる環境を構築する ため、部隊と家族の交流施策も行っている。

さらに、駒門駐屯地 (静岡県)の国際活動教育隊 (中央 即応集団隷下)において、国際平和協力活動へ派遣され る陸自要員の育成、国際平和協力活動にかかわる訓練の

⁸ 被弾などにより空気が抜けても安定走行が可能なタイヤ。

支援などを行っている。加えて、10 (同22) 年3月、統合幕僚学校に新設された国際平和協力センターでは、平成23年度から国際平和協力活動などに関する基礎的な講習を開始するとともに、平成24年度以降には、国際平和協力活動などに関する施策および運用にかかわる企画・立案を担当する要員や国連派遣部隊の司令部で勤務する要員を養成するための専門的な教育を行っていく予定である。また、これらの教育を自衛隊員だけではなく、関係省庁職員や国際機関およびNGOなどの国際平和協力活動関係者なども受けることができるようにすることを検討している。

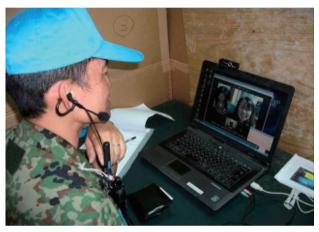
4 派遣部隊の福利厚生やメンタルヘルスケア

国や家族から遠く離れ、困難な勤務環境下において任 務を遂行することを求められる派遣隊員が、心身の健康 を維持して任務を支障なく遂行できる態勢を整えること は、非常に重要である。

このため、防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動など で海外に派遣される隊員が安心して職務に専念できるよ う、隊員と留守家族の精神的不安を緩和する各種施策を 行っている。

具体的には、派遣部隊の福利厚生施策として、隊員と留守家族の絆を維持するため、テレビ電話などにより派遣隊員と家族が直接会話できる手段の確保や、隊員および留守家族間のビデオレターの交換などを行っている。また、隊員の家族に対しては、家族説明会を開催してさまざまな情報を提供するとともに、家族支援センターや家族相談室などを設置して各種相談に応じる態勢をとっている。

さらに、メンタルヘルスケアの施策も行っており、派 遣前の隊員にストレスの軽減に必要な知識を与えるため の講習を行うとともに、現地では、カウンセリング教育 を受けた隊員を配置するなど、隊員の精神面のケアに十分配慮している。加えて、派遣部隊に医官を配置するとともに、定期的に本国からの専門的知識を有する医官などを派遣 (メンタルヘルス診療支援チームなど) し、現地でのストレス対処方法や、帰国後の家族および所属部隊の隊員とのコミュニケーションにおける注意点などについて教育を行っている。また、派遣を終えて帰国した後には、臨時の健康診断、メンタルヘルスチェックを行っている。



テレビ電話により家族と会話する派遣隊員

5 いわゆる「一般法」をめぐる議論

近年、国際平和協力活動のためのいわゆる「一般法」の整備をめぐる議論が国会などの場において行われてきている。

現時点において、「一般法」の整備について、政府として具体的な作業に着手しているわけではないが、わが国が国際社会の平和と安定のため積極的な協力を行うに際し、どのような活動を行うべきかを含めさまざまな課題につき研究していく必要があると考えている。

2 国連平和維持活動などへの取組

国連は、世界各地の紛争地域の平和の維持を図る手段として、停戦や選挙実施の監視、復興・復旧援助などを任務とする14のPKOおよび11の政治・平和構築ミッションを展開している。(11(平成23)年5月末現在)。

また、紛争や大規模災害による被災民などに対して、 人道的な観点や被災国内の安定化などの観点から、国連 難民高等弁務官事務所 (UNHCR) などの国際機関や各 Office of the United Nations High Commissioner for Refugees 国政府、非政府組織 (NGO) などにより、救援や復旧活 Non-Governmental Organization 動が行われている。

わが国は、これらの国連を中心とした国際社会の平和 と安定を求める努力に対し、日本の国際的地位と責任に ふさわしい協力を行うため、資金面だけではなく、人的 な面でも協力をしている。

防衛省・自衛隊は、グローバルな安全保障環境の改善のため、国際平和協力法に基づき、このような活動に対して部隊などを派遣し、国際平和協力業務に積極的に取り組んでいる。

また、10 (同22) 年8月には、潘基文国連事務総長が 来日し、北澤防衛大臣と会談を行い、わが国の国連平和 維持活動への取組について意見交換を行った。国連事務 総長からは、自衛隊の国連平和維持活動への貢献に対し、 謝意が示されるとともに、今後の貢献に対して期待が述 べられたところである。

1 国際平和協力法の概要など

92 (同4) 年に成立した国際平和協力法は、①国際連合平和維持活動¹、②人道的な国際救援活動²、③国際的な選挙監視活動の3つの活動に対し適切かつ迅速な協力を行うための実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もってわが国が国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的としている。

また、同法では、国連平和維持隊への参加にあたっての基本方針(いわゆる参加5原則)が規定されている。 (図表Ⅲ-3-3-3・4参照)

参照 資料25 (P471) · 26 (P473)

図表Ⅲ-3-3-3

国連平和維持隊への参加にあたっての基本方針 (参加5原則)

- 1 紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること
- 2 当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む 紛争当事者が当該平和維持隊の活動および当該平 和維持隊へのわが国の参加に同意していること
- 3 当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることな く、中立的な立場を厳守すること
- 4 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、わが国から参加した部隊は撤収することができること
- 5 武器の使用は、要員の生命などの防護のために必要な最小限度のものに限られること

¹ 国連決議に基づき、武力紛争当事者間の武力紛争再発防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助、その他紛争に対処して国際の平和と安全を維持するために国連の統括のもとに行われる活動。

² 国連決議または国連難民高等弁務官事務所などの国際機関の要請に基づき、紛争による被災民の救援や被害の復旧のため、人道的精神に基づいて国連その他の国際機関または各国が行う活動。

図表Ⅲ-3-3-4

自衛隊による国際平和協力業務

期間	国際平和協力業務 (業務区分)	地域
92年 9月~ 93年 9月	カンボジア (国連平和維持活動)	東南アジア
93年 5月~ 95年 1月	モザンビーク (国連平和維持活動)	アフリカ
94年 9月~ 94年12月	ルワンダ (人道的な国際救援活動)	アフリカ
96年 2月~	ゴラン高原 (国連平和維持活動)	中東
99年11月~ 00年 2月	東ティモール (人道的な国際救援活動)	東南アジア
01年10月	アフガニスタン (人道的な国際救援活動)	中央アジア
02年 2月~ 04年 6月	東ティモール (国連平和維持活動)	東南アジア
03年 3月~ 03年 4月	イラク (人道的な国際救援活動)	中東
03年 7月~	イラク (人道的な国際救援活動)	中東
07年 3月~ 11年 1月	ネパール (国連平和維持活動)	南アジア
08年10月~	スーダン (国連平和維持活動)	アフリカ
10年 2月~	ハイチ (国連平和維持活動)	中南米
10年 9月~	東ティモール (国連平和維持活動)	東南アジア

赤枠:現在活動中の国際平和協力業務。

2 国連東ティモール統合ミッション

(1) UNM I Tへの派遣の経緯など

東ティモールにおいては、独立をめぐって紛争が続いていたが、99 (同11) 年4月に和平合意が成立して以降、累次の国連ミッションが設立され、02 (同14) 年5月には同国は独立を果たした。しかしながら、06 (同18) 年に治安が悪化したことを受け、治安の維持・回復などを目的として同年8月、国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)が設立された。

10 (同22) 年5月25日、国連のUNMITへの軍事連 絡要員派遣についての要請を受けたわが国は、同年9月 10日、閣議により派遣を決定し、同月27日から軍事連 絡要員2名 (陸上自衛官) を、東ティモールに国際平和協 力隊員として派遣した。

(図表Ⅲ-3-3-5参照)

(2)派遣隊員の活動

UNMITは治安維持および回復を目的としており、文 民警察要員は国家警察再建までの間、訓練などを通じた 現地警察への支援を、また軍事連絡要員は治安状況の監 視をそれぞれ行い、その規模は文民警察要員1,465名、 軍事連絡要員33名に及ぶ。このような中、わが国の2名 の軍事連絡要員は、東ティモール国内の武力紛争の停止 の遵守状況を監視するため、非武装で、東ティモールの 各地に配置され、地方行政機関の首長、国際治安部隊(豪 州軍およびニュージーランド軍)、東ティモール国軍、国 家警察、インドネシア国軍を訪問し、東ティモール内の 各地の治安状況や経済、教育、医療、社会インフラなど の状況についての情報収集にあたっている。

現在は、国連ミッションへの個人派遣としては初めて となる女性自衛官1名を含む、第2次要員が11(同23) 年3月29日に任務を引き継ぎ、現地において活動してい る。



情報収集中の軍事連絡要員

図表Ⅲ-3-3-5 東ティモール周辺図



3 国連ハイチ安定化ミッション

(1) MINUSTAHへの派遣の経緯など

10 (同22) 年1月13日、ハイチにおいて30万人以上 の死者をもたらす大規模な地震が発生した。これに対し、 わが国は、地震発生の翌14日以降、民間の医師などを 中心とした国際緊急援助隊医療チームの派遣や自衛隊の 国際緊急医療援助隊の派遣などを行った。

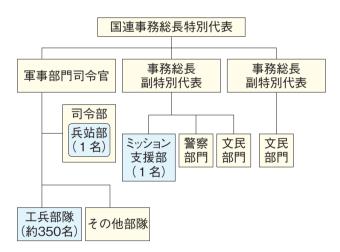
国連安全保障理事会 (国連安保理) は、10 (同22) 年 1月19日、ハイチ大地震災害に対する緊急の復旧、復興、 安定化に向けた努力を支援するため、国連安保理決議第 1908号により、国連ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH) の増員を決定し、加盟国に対し要員の派遣などについて要請を行った。これに対し、わが国は、同月25日、国連に対し、同ミッションへの自衛隊施設部隊の派遣を行う意思がある旨通報した。同月29日、国連から自衛隊施設部隊の派遣を喜んで受け入れる旨の回答があったことから、同年2月5日、政府は、MINUSTAHへ陸自の部隊(約350名)などを派遣することを閣議決定した。

(図表Ⅲ-3-3-6・7・8参照)

図表Ⅲ-3-3-6 ハイチ周辺図



図表II-3-3-7 MINUSTAHの組織



注: 青枠内の人数はMINUSTAHへ派遣されるわが国要員の派遣人数。

(2) 自衛隊の活動

第1次要員は、陸自中央即応集団の隊員を中心に編成され、北澤防衛大臣より自衛隊の部隊に対し、ハイチでの国際平和協力業務の実施について行動命令が発せられた翌日の10(同22)年2月6日には、本邦から現地へ向けて展開を始め、2月16日には、国連PKO部隊としての任務を開始した。

従来、自衛隊が国連平和維持活動に参加する場合、事前調査、要員の選抜や予防接種、必要な装備の調達など、数か月程度の準備期間を要していた。しかし、今回の第1次要員は、防衛大臣からの派遣準備のための指示発出から約2週間後にわが国を出発した。このような早期派遣が可能となった要因として、国際緊急援助活動として自衛隊医療部隊がハイチで活動しており、現地の状況が把握しやすかったこと、これまで海外派遣の経験を積み重ねてきたこと、平素から迅速な派遣のための訓練や予防接種などの事前準備を行っている陸自中央即応集団から派遣部隊を編成したことなどがあげられる。

陸自部隊は、首都ポルトープランスに所在する各国 PKO部隊の合同宿営地の隣接地に宿営地を造成しながら、10(同22)年2月16日には、国連PKO部隊としての任務を開始した。現在は、中部方面隊の隊員を中心とする第4次要員が11(同23)年2月19日に任務を引き継ぎ、現地において活動している。これらの要員のハイチへの展開は、民間の輸送力のほか、空自の政府専用機、KC-767空中給油・輸送機、C-130H型輸送機などにより、円滑に行われている。

陸自部隊は、ドーザや油圧ショベル、トラッククレー

図表Ⅲ-3-3-8 ハイチ派遣国際救援隊の概要

活動内容

万礫の除去、整地、道路補修、軽易な施設の建設など

編成の概要 約330名 ハイチ派遣国際救援隊 施設器材中隊 隊本部など 施設中隊 本部管理中隊 ハイチ派遣警務班 (注) 連絡調整・広報など ドーザ・油圧ショベルな マンパワー主体の部隊 部隊の生活基盤を整える 部隊の規律維持など どの大型重機主体の部隊 (ドーザなど重機は少数) ための部隊

主要装備











油圧ショベル

バケットローダ

ンなどの重機類を含む多数の車両を装備し、地震によっ て発生した大量の瓦礫の除去、避難民キャンプの造成・ 補修作業、ドミニカ共和国との国境へ通じる道路の補修 作業、市内道路や倒壊した行政庁舎の瓦礫の片付け、孤 児院施設の建設といったハイチの復興・復旧のための活 動を実施しており、こうした自衛隊部隊による真摯な活 動に対し、被災したハイチの住民や国連関係者から、感 謝の言葉が伝えられている。

10 (同22) 年10月中旬より、衛生環境の悪化のため ハイチ中部を中心にコレラが流行し、4,120名の死者 (11(同23)年1月30日ハイチ保健省発表)が発生して いる。この惨状を受け、自衛隊部隊がMINUSTAHの 実施しているMINUSTAH関係者へのコレラ対策に協 力できるよう、実施計画に医療活動(防疫上の措置を含 む。)を加え、現在、自衛隊医官がコレラ医療センターで の当直態勢をとっている。

(注) 司法警察業務に関

する指揮を除く。

なお、自衛隊部隊の活動に際して、ハイチの復興支援 に取り組んでいる他国軍などとの協力を実施している。 たとえば、韓国軍とは、学校および診療所の解体や瓦礫 の除去作業を協同して行ったり、宿営地を相互に訪問す るなどの交流も実施している。また、ブラジルやチリ、 エクアドルの施設部隊とも協力している。さらに、米軍 との関係では、米軍の人道支援活動にMINUSTAHの 一員として参加・協力したほか、部隊派遣および要員交 代にあたり、ハイチへの中継地として米国カリフォルニ アおよびマイアミにある米軍基地の使用に関する調整な ど運用面におけるさまざまな分野で協力を推進してい る。

参照 資料60 (P520)



施設活動を実施する自衛隊と米軍人



メトロポールハイチ大学の解体・瓦礫除去

4 国連スーダン・ミッション

(1) UNMISへの派遣の経緯など

スーダンにおいては、05 (同17) 年1月、スーダン政府とスーダン人民解放運動・軍が南北包括和平合意(CPA)に署名し、これを受けて設立されたUNMISがComprehensive Peace Agreement CPA履行支援、停戦監視などを行っている。UNMISは、停戦監視などを行う軍事部門に加え、選挙支援や人道支援調整を行う文民部門を有し、その規模は約1万人を超える多機能かつ大規模な国連平和維持活動である。

08 (同20) 年10月、政府は閣議により UNMIS 司令部へ自衛官を派遣することを決定し、UNMIS 司令部要員として自衛官 2名が派遣された。また、在スーダン日本国大使館に防衛駐在官 1名が派遣され、UNMIS 司令部要員の活動を支援している。11 (同23) 年4月には第6次司令部要員2名が第5次要員と交代し、引き続き任務を継続している。

スーダンは、アフリカ最大の国であり、9か国と国境を接していることから、スーダンの安定は、アフリカ全体の安全保障環境の改善につながる。また、スーダンには、かつてアルカイダなどが拠点を置いていたこともあり、UNMISへの自衛官派遣によりスーダンの安定に向けた国際社会の取組にわが国が積極的に関与することは、テロに対する取組やわが国の安全保障の観点から極めて有意義なものである。また、アフリカの諸問題には、G8のほかアジア太平洋諸国も関与を深めており、Group of eight

UNMISへの参加はわが国のこれらの国々との連携強化にも寄与するものである。さらに、UNMISへの参加により、自衛隊の今後の国際平和協力への取組の幅を広げることができ、人材育成や自衛隊の実践的な能力向上という観点からも有益である。

(図表Ⅲ-3-3-9参照)

(2)派遣隊員の活動

UNMISへの自衛官の派遣にあたっては、国連側において司令部要員は非武装で業務を行うこととされている

図表Ⅲ-3-3-9 スーダン周辺図



VOICE

解説

Q&A



ハイチにおける自衛隊の活動について

ハイチにおける自衛隊の活動は、地震で倒壊した建物の解体・ 除去といった任務が中心だが、ハイチの復興に対する支援をより効果的・効率的なものとするべく、これまで経験したことの ない活動にも積極的に取り組んでいる。

10 (平成22) 年12月、わが国の非政府組織 (NGO) である特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンと連携し、瓦礫とゴミの山となっていた地域に公園を造るため、自衛隊部隊が敷地の整地を行った。また、11 (同23) 年1月、マルパセ孤児院において、国連のクイック・インパクト・プロジェクト (QIPs:国連PKOの円滑化、イメージ向上などにつながる活動に、国連が予算を支出するプロジェクト) を活用して、自衛隊部隊が児童用の居住施設と倉庫を建設した。

QIPsの活用や国際平和協力活動でのわが国のNGOとの連携は自衛隊にとって初めてのことであったが、こうした取組はその成果を長く現地に残すことができ、ハイチ国民にとってもわが国の支援としてわかりやすいものである。また、活動を実施した部隊にとっても、こうした新たな挑戦によって練度や士気が向上するという効果も期待できる。

NGOとの連携などは新防衛大綱で示された方針にも合致しており、今後とも、ハイチでの活動をより効果的なものとすべく様々な活動に取り組んでいくこととしている。



日本のNGOと連携して整地作業を実施



完成した施設の前で子供達と記念撮影



インド軍兵士と現地調整する隊員

ため、UNMITやUNMINの場合と同様に武器を携行せず、また、個人単位で派遣されている。

派遣隊員は、スーダンの首都ハルツームに所在する UNMIS司令部の軍事部門司令部・兵站。計画室において UNMIS内の兵站全般の調整にあたる「兵站幕僚」と、国連事務総長特別代表室・情報分析室においてデータ ベースの管理にあたる「情報幕僚」として勤務している。派遣隊員の高い規律心・責任感、誠実な職務の遂行などは、現地の UNMIS関係者などから高く評価されている。

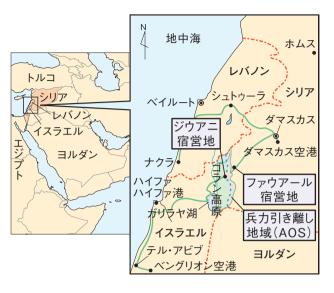
5 国連兵力引き離し監視隊

(1) UNDOFへの派遣の経緯など

UNDOFは、停戦に合意したシリアとイスラエルの間のゴラン高原に設定された兵力引き離し地域(AOS) Area of Separation に展開し、両国間の停戦監視および兵力引き離しなどに関する合意の履行状況の監視を任務とする国連平和維持活動であり、自衛隊はこの活動の中で後方支援活動を行っている。

石油の大部分を中東地域から輸入しているわが国に とって、この地域の安定はきわめて重要であり、本活動 への参加は、中東和平のための国際的努力に対するわが 国の人的な協力としての意義を有しているほか、国際平 和協力活動にかかわる人材養成としての意義も有する。

図表Ⅲ-3-3-10 ゴラン高原周辺図



(注) ―― は輸送部隊の主要なルート。

政府は95(同7)年12月、自衛隊の部隊などの UNDOFへの派遣を決定し、96(同8)年2月に、第1 次ゴラン高原派遣輸送隊43名がカナダの輸送部隊と交 代した。以来、約6か月交代で部隊を派遣してきたが、 08(同20)年2月、要員の交代だけを行い、部隊は維持 する方式に変更し、ゴラン高原派遣輸送隊を新たに編成 した。

(図表Ⅲ-3-3-10・11参照)

(2) 自衛隊の活動

派遣輸送隊は、UNDOFの活動に必要な日常生活物 資などを、イスラエル、シリア、レバノンの港湾、空港、 市場などから各宿営地まで輸送している。また、道路の 補修や、標高2,800メートルを超える山岳地帯での除雪 作業などの後方支援業務を行っている。さらに、06(同 18)年3月からカナダ隊に代わって任務についたインド 部隊などと同一宿営地に居住し、隊員の給食業務などを 共同で行っている。

空自は、派遣輸送隊に対する物資輸送のため、輸送機 (C-130H) や多用途支援機(U-4) を半年に1度の割合

³ 部隊の戦闘力を維持増進して、作戦を支援する機能であって、補給、整備、回収、輸送、衛生、建設、不動産、労務・役務などの総称。

図表Ⅲ-3-3-11 UNDOFの組織 国連本部 事務総長 UNDOF司令官 司令部 歩兵大隊 歩兵大隊 後方支援大隊 (オーストリア・ (フィリピン) (日本・インド) クロアチア) その他の 補給部隊 诵信部隊 整備部隊 輸送部隊 部隊 (インド) (インド) (インド) (インド) (日本) 隊本部 (警務班 輸送班 分遣班

で派遣している。

また、当初は2名であったUNDOFの司令部要員は、09 (同21) 年には3名に増員され、輸送などの後方支援分野に関する企画・調整、UNDOFの活動に関する広報や予算関連の業務を行っている。司令部要員は、おおむね1年ごとに交代しており、11 (同23) 年5月末現在、第16次の要員が派遣されている。

を含む)

わが国からのUNDOFへの派遣期間は、当初、2年をめどとされていたが、国連からの強い要請、わが国要員の活動に対する国連や関係国からの高い評価、わが国の繁栄に大きな影響を及ぼす中東和平への人的協力の重要性などを考慮して現在も派遣を継続している。これまでの間に、ゴラン高原派遣輸送隊として31次にわたってのべ約1,340人の隊員を派遣し、貢献を重ねてきている。

6 国連ネパール政治ミッション

(1) UNMINへの派遣の経緯など

ネパール政府とマオイスト(共産党毛沢東派)は政権奪取を目的とした内戦状態にあったが、06(同18)年5月、



オーストリア軍兵士と輸送調整を行う隊員

新政府誕生による累次の和平交渉により、同年11月「恒久平和の実現に向けた合意文書」に署名し、その後、紛争終結を含む包括和平合意が成立した。

ネパール政府からの要請と事務総長勧告に従い、07 (同19) 年1月、国連安保理決議第1740号により UNMINが設立された。08 (同20) 年4月には、ネパールの制憲議会選挙が行われ、王制から連邦民主共和制へ移行するなど、ネパールの和平プロセスは一定の進展を見せていた。一方、国軍とマオイスト兵との統合問題などの課題が残されていたことから、ネパール政府からの要請を受け、UNMINの活動期限は11 (同23) 年1月15日まで再延長を繰り返していた。

わが国は、国連からUNMINへの軍事監視要員の派遣を要請されたことを受け、政府は閣議により派遣を決定し、07(同19)年3月から陸上自衛官を派遣した。

11 (同23) 年1月、国連安保理は、ネパール政府からの継続要請がなかったことなどを理由に、UNMINの任務完了に関する安保理議長声明を発出し、同ミッションは同月15日をもって任務を終了した。

(図表Ⅲ-3-3-12参照)

図表Ⅲ-3-3-12

UNMINにおける軍事監視要員配置場所



※カトマンズの司令部を拠点に、マオイスト・キャンプなどに 交代で配置される。

(2)派遣隊員の活動

UNMINの主たる任務は、ネパール国軍とマオイストによる包括和平合意に基づき、両者の武器および兵士の管理の状況を監視することであった。UNMINへの軍事監視要員の派遣にあたっては、国連の規定に従い、武器は携行していなかった。わが国の派遣隊員は、7か所のマオイスト・キャンプとネパール国軍の兵舎において、各国要員混成の数名でチームを作り、武器弾薬の管理状況の点検をはじめ、兵士の管理の監視、情報収集などに非武装で当たっていた。24時間の監視態勢を維持するため、軍事監視要員はチームで常に行動を共にし、共同生活により監視任務を行っていた。

また、UNMIN派遣前の国連平和維持活動への自衛官の派遣では、部隊とともに停戦監視要員や司令部要員が個人として派遣されたが、UNMINに対しては、初めて軍事監視要員のみが個人単位で派遣された。

07 (同19) 年3月の派遣から11 (同23) 年1月の任務を終了までの約4年間で、4次にわたりのべ24名の軍事監視要員を派遣し、のべ48名の連絡調整要員がこれを支援した。



武器弾薬の管理状況の点検

(3) 本活動に対する評価

総数約70名(ミッション当初は約180名規模。08(同20)年7月以降縮小)と小規模な軍事監視ミッションにおいて、自衛官6名を継続して派遣したわが国の貢献および派遣隊員の高い規律心・責任感、リーダーシップ、誠実な職務の遂行は、現地の国連、諸外国のUNMIN軍事監視要員、ネパール政府およびマオイストなどから高い評価を受けた。また、武器および兵士の管理の監視業務は、これまでに防衛省・自衛隊が経験したことのない業務であり、わが国の国際平和協力活動の幅を広げることができた。

7 国連平和維持活動局への自衛官の派遣

防衛省・自衛隊は、国際連合平和維持活動局(国連PKO局)軍事部軍事計画課に1名の自衛官を派遣し⁴、国連が行う国際平和のための努力に積極的に寄与するとともに、派遣自衛官の経験をわが国のPKO活動などに活用している。派遣された自衛官は11(同23)年1月から約2年間の予定で、国連PKOの方針策定、基準の設定、計画作成に関する業務を行っている。

参照 資料66 (P523)

^{4 01 (}同13) 年11月に「国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇などに関する法律 (平成7年法律第122号)」(当時) (防衛庁派遣職員処遇法 (当時))を改正して、国連PKO局に防衛庁 (当時) 職員を派遣するための法的枠組みを整備して以来、これまでに、02 (同14) 年12月~05 (同17) 年6月および05 (同17) 年11月~08 (同20) 年11月にそれぞれ陸上自衛官1名を派遣してきた。

VOICE

解説

Q&A



国連ネパール政治ミッションに参加した隊員の声

ネパール国際平和協力隊 第4次要員 2等陸佐 白川 智章 (現:小平学校情報教育部)

私は、10 (平成22) 年3月から11 (同23) 年1月までの間、ネパール国際協力隊第4次要員として派遣され、国連ネパール政治ミッション (UNMIN) 軍事監視要員として国軍およびマオイスト軍の人員および武器の管理状況の監視を実施しました。

本任務は個人派遣であり、私は、日本の部隊としてではなく、 多国籍の要員から編成された組織で、十数名からなる監視チームのリーダーとして活動しました。外国軍人や現地スタッフには、自己の宗教、習慣などを優先する人もあり、監視チームをまとめるのに苦労する場面も多くありましたが、先行的な調整および周到な準備のほか、粘り強い対話に努めたことにより、中盤以降はかなり円滑に業務が実施できるようになりました。

1次から4次までの日本の要員は、司令部からもチームの同僚からも信頼が厚く、高い評価を受けました。これは、派遣要員各人が今までの知識と経験を生かし、臨機応変、柔軟に対応し、随所にリーダーシップを発揮したことに加え、常に礼儀正しく、誠実な態度を保持したためであると考えられます。日本人として、そして、自衛官として非常にうれしく思います。



マオイストキャンプで武器点検中の筆者



国連PKO局で勤務する隊員

8 アフリカのPKOセンターへの講師派遣

08 (同20) 年6月、内閣総理大臣と国連事務総長との共同記者会見において、自衛官講師の派遣を含め、アフリカPKOセンターの能力強化に取り組む旨が表明されたことを受け、自衛隊は、同年11月21日から30日までの間、エジプトPKOセンターであるアフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター(CCCPA)に陸上Cairo Regional Center for Training on Conflict Resolution and Peacekeeping in Africa自衛官2名を講師として派遣した。この派遣は、平和維持活動へのアフリカ諸国の自助努力に対する支援であり、PKO要員の教育訓練を行う外国の機関に初めて自

衛官を講師として派遣したものであった。派遣自衛官は、国際平和協力活動の現場における現地住民との関係構築の重要性について講義し、CCCPA関係者や受講者から高い評価を受けた。さらに、10(同22)年4月にはCCCPAから通算3度目となる講師派遣要請を受け、女性自衛官1名を初めて派遣した。また、マリにあるバマコ平和維持学校からも講師の派遣要請があり、10(同22)年8月14日から同月30日までの間には、同校へ通

算2度目となる陸上自衛官1名の講師派遣を行った。

派遣された陸上自衛官は、アフリカ諸国の軍人・文民などが参加する平和維持活動にかかわる机上演習に教官として参加したほか、わが国が参加したさまざまな国連平和維持活動やイラクにおける人道復興支援活動を通じて得た軍民協力にかかわる教訓事項について指導、助言などを行った。

3 国際緊急援助活動への取組

防衛省・自衛隊は、人道的な貢献や国際的な安全保障環境の改善の観点から、国際協力の推進に寄与することを目的として国際緊急援助活動にも積極的に取り組んでいる。

このため、平素から、自衛隊は事前に作成した計画に 基づき任務に対応できる態勢を維持している。また、派 遣に際しては、被災国政府などからの要請内容、被災地 の状況などを踏まえ、自衛隊の機能・能力を活かした国 際緊急援助活動を積極的に行っている。

(図表Ⅲ-3-3-13参照)

1 国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、87 (昭和62) 年に国際緊急援助隊法¹を施行し、被災国政府または国際機関の要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。

92 (平成4) 年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自 衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材など の輸送を行うことが可能となり、これ以来、自衛隊は、 その装備や組織、平素からの訓練などの成果を生かし、 自己完結的に国際緊急援助活動を行う態勢を維持してき た。

参照 資料25 (P471)

図表Ⅲ-3-3-13 自衛隊による国際緊急援助活動など

期間	国際緊急援助活動など	地 域
98年11月~ 98年12月	ホンジュラスのハリケーンに際し ての国際緊急援助活動	中南米
99年 9月~ 99年11月	トルコ北西部地震に際しての国際 緊急援助活動に必要な物資の輸送	中近東
01年 2月	インド地震に際しての国際緊急援 助活動	南アジア
03年12月~	イラン南東部地震に際しての国際 緊急援助活動に必要な物資の輸送	中東
04年12月~ 05年 3月	インドネシア・スマトラ島沖大規 模地震およびインド洋津波に際し ての国際緊急援助活動	東南 アジア
05年 8月	ロシア連邦カムチャツカ半島のロ シア潜水艇事故に際しての国際緊 急援助活動	北太平洋
05年10月~ 05年12月	パキスタン等大地震に際しての国 際緊急援助活動	南アジア
06年 6月	インドネシア・ジャワ島中部地震 に際しての国際緊急援助活動	東南 アジア
09年10月	インドネシア西スマトラ州パダン 沖災害に際しての国際緊急援助活 動	東南 アジア
10年 1月~ 10年 2月	ハイチにおける大地震に際しての 国際緊急援助活動	中南米
10年 8月~	パキスタンにおける大規模な洪水 に際しての国際緊急援助活動	南アジア
11年 2月~ 3月	ニュージーランド南島地震災害に 対する国際緊急援助活動を行う要 員および物資の輸送	南太平洋

¹ 国際緊急援助隊の派遣に関する法律参照。

2 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態勢

自衛隊は、国際緊急援助活動としての、①応急治療、防疫活動などの医療活動、②ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動、③浄水装置を活用した給水活動などの協力に加え、自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した人員や機材の被災地までの輸送などを行うことができる。このうち、具体的にいかなる活動を行うかについては、個々の災害の規模や態様、被災国政府または国際機関からの要請内容など、その時々の状況により異なる。たとえば、10(同22)年1月にハイチで発生した大地震においては、ハイチ政府からの支援要請および外務大臣からの協議を受け、空輸と医療支援を行った。

陸自は、国際緊急援助活動を自己完結的に行えるよう、 中央即応集団と方面隊が任務に対応できる態勢を維持している。また、海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動を行う部隊や部隊への補給品などの輸送ができる態勢を維持している。

3 パキスタンにおける洪水被害に際しての国際緊急援助活動

(1)派遣の経緯など

パキスタンでは、10 (同22) 年7月下旬からの記録的な豪雨により2,000名以上が死亡し、約2,000万人が被災するなど、大規模な洪水被害が発生した。防衛省は、同国政府からわが国政府に対してのヘリコプターの派遣の要請を受けて、外務省とともに現地に職員を派遣し、所要の調査を実施した。

調査結果を踏まえ、同年8月19日、外務大臣より協力



UH-1 を輸送する C-130H

について協議があり、翌20日、防衛大臣は、国際緊急援助活動の実施について命令を発出し、同国パンジャブ州ムルタン陸軍航空基地を拠点に、被災地域での物資の輸送や状況に応じた人員の輸送活動を実施するため、多用途へリコプター(UH-1)3機と輸送へリコプター(CH-47)3機からなる国際緊急航空援助隊を派遣した。当該へリコプターや物資・装備の輸送のため、海自は輸送艦「しもきた」などからなる国際緊急援助海上輸送隊、空自は輸送機(C-130H)6機などからなる国際緊急援助空輸隊を派遣した。また、統合運用強化のため、初めて統合運用調整所を設置し、円滑な任務遂行のための統合運用の調整のほか、パキスタン関係機関や関係国などとの調整を行った。

(2)自衛隊の活動

派遣された国際緊急航空援助隊は、陸自西部方面隊を中心とした約180名の部隊であり、被災地域でヘリコプターによる物資および人員の輸送活動を行った。この際、パキスタン政府からの任務割り当てのもと、豪州軍の医療関係者および物資を自衛隊のヘリコプターで輸送したり、国連世界食料計画(WFP)の多くの援助物資を輸送したりするなど、現地において他国・他機関との協力も密接に行った。

同年10月には、被災地域において陸路が使用可能になり航空輸送の需要も低下してきたことから、パキスタン政府からの要請に基づき、同月5日、防衛大臣は、国際緊急援助活動の終結に関する行動命令を発出し、国際



CH-47などを輸送する輸送艦「しもきた」

緊急航空援助隊は、同月10日、現地での活動を終了し、 海自輸送艦および空自輸送機などにより撤収した。

国際緊急航空援助隊は、同年8月31日から10月10日までの41日間の活動期間を通じ、医療従事者や国連関係者などの援助活動関係者49名を輸送するとともに、食料・水・医薬品などの援助物資、合計約260トンを被災地に輸送した。(図表Ⅲ-3-3-14参照)

(3) 本活動に対する評価

こうした自衛隊部隊の活動に対し、潘基文国連事務総 長から深い感謝の意が表明されるとともに、パキスタン 政府要人から、わが国の自衛隊へリコプター部隊がすば らしい活動を行っているとして深い謝意が表明された。



被災地でヘリコプターから物資を降ろす 自衛隊員とパキスタン軍兵士

図表Ⅲ-3-3-14 パキスタンにおける輸送活動の概要



VOICE

解説

Q&A



パキスタンにおける国際緊急援助活動に参加した隊員の声

防衛省・自衛隊は、10 (平成22) 年夏にパキスタンで発生した大規模な洪水に対応するため、国際緊急援助活動を実施しました。本活動に参加した内部部局および陸・海・空自衛隊の隊員の声を紹介します。

内局:統合運用調整所 政策担当(現:運用企画局国際協力課)宇野茂行

今回の洪水対応では、活動の実施前に現地調査が行われましたが、私はその現地調査要員としてパキスタン政府などとの協議を行い、活動実施決定後は統合運用調整所の一員として5週間パキスタンで勤務しました。日頃は、市ヶ谷の本省で勤務しており、現地で部隊の一員として活動することは今回が初めてでしたが、部隊の方々と共に汗を流せたことは私個人にとって非常に良い経験となりました。



国外での活動において、私のような行政官が受入国政府などと交渉し、部隊が働きやすい環境を作ることは、より良い政策立案に役立ち、また、決定された政策の円滑な実施につながります。これからも、今回の経験を活かし、政府中枢と現場をつなぐ仕事に取り組んでいきたいと考えています。

陸自:援助隊本部連絡官(航空)兼 統合運用調整所(航空)要員 (現:中央即応集団司令部防衛部) 3等陸佐 中村 飛紀

私の主たる任務は、先遣要員としては、航空機を含む本隊の受入、航空運用としては、パキスタン軍との物資などの輸送に関する任務の調整でした。私の行ったこれらの任務は、文化、慣習、風土が異なる中、難航することも多々ありましたが、援助物資約260 t、人員約49名を輸送し、任務を完遂することができました。また、民間大型輸送機(アントノフ)による初めてのCH-47の輸送や外国の航空基地を拠点としたへり運用など中央即応集団としても多くの成果を得ることができた派遣であったと思います。



海自:輸送艦「しもきた」 運用員長 1等海曹 岩上 安幸

8月19日にパキスタン国際緊急援助のための準備指示を受け、現地で使用する陸自ヘリ2機を搭載し、同26日に日本を出発しました。パキスタンに到着後、直ちにヘリの防錆処置を解除し、無事飛行させることができましたが、気温40度以上という酷暑の中、水分補給を励行させるなど、隊員の健康管理には苦心しました。



全ての作業を終え、日本への帰国途上、シンガポールに補給寄港した際に活動の終結が決定され、輸送したヘリなどを日本に持ち帰るため、急きょパキスタンへ引き返しました。 10月20日に物品の搭載を終えて同地を出港、11月12日、無事帰国しました。

今回の活動を通じて得た知識と経験を今後の海外任務に活かすとともに、後輩の育成にも役立て、輸送艦の即応態勢の向上に努めたいと思います。

空自:第1輸送航空隊 飛行群 第401飛行隊 3等空佐 小森 徹

私は、陸自のヘリを空輸する輸送機 (C-130) の機長として参加しました。

我々の輸送機は、器材をムルタン空港で降ろした後、直ちに帰国の途につき、現地で被 災者に直接の支援を行うことはありませんでした。しかし、空輸したヘリが現地での支援 活動に大きく貢献したことを知るにつれ、我々の空輸活動に対する達成感、充実感を改め て噛みしめることとなりました。



空自のC-130部隊にとって、パキスタンでの活動は3度目でしたが、今回は、空港での 貨物の積み下ろしに際して、現地のパキスタン軍だけでなく、わが国同様に派遣されていた豪軍から多大なる支援を受けました。これまで、豪軍の方々と「交流」を持ったことはありましたが、今回は、共通の目的のために協力して「仕事」をすることができ、自衛隊と豪軍の相互理解および信頼関係を一層深くすることができたと思っています。

ニュージーランド南島地震災害に対する国際 緊急援助活動を行う要員および物資の輸送

(1)派遣の経緯など

11 (同23) 年2月22日、ニュージーランド南島のクライストチャーチ付近を震源とする地震が発生し、家屋・ビルなどの倒壊、多数の死者・行方不明者が発生した。同日夕刻のニュージーランド政府からの要請を踏まえ、翌23日、外務大臣からの協議を受け、防衛省・自衛隊は、政府専用機 (B-747) による国際緊急援助空輸隊を編成し、被災地域への国際緊急援助隊救助チームの航空輸送を行った。

(2) 自衛隊の活動

政府専用機2機(うち1機は国内待機)により編成されるニュージーランド国際緊急援助空輸隊(約40名)は、自衛隊の部隊以外の外務省、警察庁、消防庁、海上保安庁、国際協力機構(JICA)などからなる国際緊急援助隊救助チームの要員約70名と物資の本邦からニュージーランドまでの輸送を初めて行い、同年2月24日にクライストチャーチ国際空港に到着。同日、国際緊急援助隊救助チームを現地に降ろした後、オークランド国際空港に

移動した。

当該空輸部隊については、今般の地震被害の甚大さにかんがみ、更なる活動に備えるため、2月24日から3月2日までの間現地において待機していたところ、外務省からの依頼を受け、現地から帰国する国際緊急援助隊救助チームの要員および物資をニュージーランドから本邦まで航空輸送することとなった。政府専用機は、同年3月2日クライストチャーチ国際空港を出発、3日には成田国際空港に到着し、これをもって国際緊急援助空輸隊の活動は終結した。

(3) 本活動に対する評価

今回の空輸任務においては、政府専用機を使用したが、政府専用機はその機数が2機であること、また、国賓等の輸送や在外邦人等の輸送といったほかの任務があることから、国際緊急援助活動などのための待機態勢はとっていない。しかしながら、今回は外務大臣からの協議に基づいて、迅速に出発準備を行い、円滑に国際緊急援助隊救助チームを輸送することができた。この迅速な対応が地震発生2日後の同チームによる捜索・救助活動の開始につながった。

4 国際テロ対応のための活動

1 国際社会の取組

01 (平成13) 年の9.11テロ以降、国際社会は、軍事のみならず、外交、警察・司法、情報、金融などのさまざまな分野においてテロに対する取組を続けてきた。しかしながら、テロの脅威は依然として存在しており、国際社会は一致してテロ撲滅のための取組を続けている。

中でも、アフガニスタンとパキスタンの国境地帯には、 アルカイダなどの活動拠点が存在しているといわれ、ま た、アフガニスタンが依然としてテロリストの資金源と なる麻薬の生産拠点にもなっていることから、こうした 地域において、米国をはじめとする各国は、アルカイダやタリバーン勢力の掃討作戦(「不朽の自由」作戦(OEF))に部隊などを派遣し、テロを撲滅する活動を行つをでは、アロを関減する活動を行うほか、多くの国が国際治安支援部隊(ISAF)に参加し、アフガニスタンの治安維持・復興支援活動を行っている。アフガニスタンの安定と復興には、同国が十分な治安維持能力を有することが不可欠であることから、現在アフガニスタン国軍も含めた治安機関の人材育成が重要な課題の一つとなっている。このため、米国およびNATOは、現在、これを最重要課題の一つとして、重点的に実施している。

^{1 10 (}平成22) 年4月現在、アフガニスタンを再びテロの温床としないとの観点から、46カ国がアフガニスタンの治安維持を通じて、アフガニスタン政府の支援を行うISAFに参加している。

2 わが国の取組

国際テロはグローバルな脅威であり、その防止と根絶のため、わが国としても国際社会と協調しつつ適切に取り組んでいくことは重要である。このような観点から、わが国は、テロ対策の強化のため、さまざまな分野での取組2を行ってきている。こうした取組の一つとして、01(同13)年12月以降、旧テロ対策特措法(同法の失効後は旧補給支援特措法)に基づき、海自はインド洋において、途中の中断をはさみながらも、米国、英国、フランス、ドイツなどのほか、イスラム教国であるパキスタンなど、テロ対策に取り組む諸外国の艦船に対し、洋上における補給活動を行ってきた3。この補給活動によって、各国艦艇は燃料や水などの補給のために港に戻ることなく広範な海域において活動を継続することが可能となった。

こうした洋上での補給活動は、旧テロ対策特措法の失効による一時中断を挟みながらも約8年にわたり行われたが、近年においては、補給回数が一時期に比べ減少してきたことにともない、補給活動の意味合いが小さくなってきていた面もあった。このことから、政府としては、旧補給支援特措法の期限を延長せず、アフガニスタンに対しては民生支援を中心として引き続きテロ対策に取り組んでいくこととし、旧補給支援特措法に基づく補給支援活動は、10(同22)年1月15日の同法の期限をもって終了した。また、現在、アフガニスタンでは国軍も含めた治安機関の人材育成が重要な課題の1つとなっていることを踏まえ、防衛省では、自衛隊による支援のあり方について必要な検討を実施している。

3 海上自衛隊の部隊による補給活動

旧テロ対策特措法(同法の失効後は旧補給支援特措法)に基づく補給活動としては、01(同13)年12月以降、途中の中断をはさみながら、10(同22)年1月までの間に、人員のべ約1万3,300名(旧補給支援特措法のもとでは約2,400名)により、テロ対策に取組む諸外国の艦船に対し、艦船用燃料、艦艇搭載へリコプター用燃料および水の補給を行った。

参照 資料61·62 (P521)

4 補給支援活動の評価など

広範な海域において、艦船が燃料や水などの補給のために帰港することなく、継続して必要な活動を行うためには、補給艦から洋上補給を受けることが必要である。海自は、テロ対策海上阻止活動にかかる任務に従事している諸外国の軍隊などの艦船に対し洋上補給を行ったが、海上阻止活動のもとで行われるテロリストや麻薬などの海上移動の防止は、アフガニスタン国内のテロリストの移動と物資および資金の調達を含む行動の自由を制限することに一定の効果を有した。

また、この活動を通じ、海自の補給技術はきわめて信頼性の高いものであることが確認され、また、各種業務についてのノウハウ・知見の蓄積・共有が進み、長期間継続して洋上補給を実施する能力を向上させることができた。

² わが国は、出入国管理、テロ関連情報の収集・分析、ハイジャックなどの防止対策、NBC 攻撃への対処、国内重要施設の警戒警備、テロ資金対策などの分野を中心にテロなどの未然防止に関する諸施策などを推進している。さらに、政府は04(平成16)年12月に、16項目の具体的措置を含む「テロの未然防止に関する行動計画」を策定し、紛失・盗難旅券情報の国際的共有、出入国管理などの強化、スカイ・マーシャルの導入、外国人宿泊客の本人確認強化、テロに使用されるおそれのある物質の管理強化、情報収集能力の強化などに取り組んでいる。

^{3 08(}平成20)年1月以降は、旧補給支援特措法に基づき、テロ対策海上阻止活動にかかる任務に従事する諸外国の艦船に対する補給に限定。テロ対策海上阻止活動とは、諸外国の軍隊などが行っているテロ攻撃による脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動のうち、テロリスト、武器などの移動を国際的協調の下に阻止しおよび抑止するためインド洋上を航行する船舶に対して検査、確認その他の必要な措置を執る活動をいう。

^{4 09 (}平成21) 年11月、政府は「テロの脅威に対処するための新戦略」(アフガニスタン・パキスタンに対する日本の新たな支援バッケージ)を取りまとめ、早急に必要とされる約800億円の支援を行うとともに、それまでに約束した総額約20億ドル程度の支援に替えて、今後のアフガニスタン情勢に応じて、09 (同21) 年から概ね5年間で、最大約50億ドル程度までの規模の支援を行うとした。

5 イラク国家再建に向けた取組への協力

1 イラク国家再建に向けたわが国の取組の経緯

国際社会は、03 (平成15) 年5月以降、国連安保理決議第1483号およびそれに引き続く国連安保理決議を踏まえ、イラクの復興支援に積極的に取り組んできた。

わが国は、同年7月に成立した旧イラク特措法に基づき、同年12月から08(同20)年12月までの間、自衛隊の部隊を順次、現地に派遣し、政府開発援助(ODA)による支援と連携しながら、人道復興支援活動を行うとともに、これに支障を及ぼさない範囲で、諸外国が行うイラク国内の安全と安定を回復する活動の支援(安全確保支援活動)を行った。

2 旧イラク特措法に基づく自衛隊の活動

自衛隊は、03 (同15) 年12月から、旧イラク特措法 に基づき、困難な状況におかれた住民のため、医療、給 水、学校・道路など公共施設の復旧・整備および人道復 興物資などの輸送などの支援を行い、イラクの自主的な 国家再建に向けた取組に寄与してきた。06 (同18) 年6 月、政府は、ムサンナー県において、イラク人自身による自立的な復興の段階に移行したものと判断し、陸自の任務を終了させることを決定し、同年9月、約2年半におよぶ陸自の部隊による活動を終えた。

参照 資料63 (P521)

また、空自の部隊は、イラクの復興および安定に協力するため、ムサンナー県に派遣された陸自の部隊、国連、多国籍軍などに対する空輸支援を行ってきたが、政府は、08 (同20) 年11月に、空輸支援がその目的を達成したと判断し、空自の任務を終了させることを決定し、同年12月、約5年に及ぶ空輸任務は終了した。

こうしたイラクの国家再建に向けたわが国の協力は、 国際社会とイラク国民から高い評価を受け、わが国に対 する信頼を向上させただけでなく、米国とともに活動し たことを通じて、日米の安全保障面での協力をさらに緊 密かつ実効性あるものとする上でも有意義であった。

VOICE

解説

Q&A



「湾岸の夜明け」から20年 一海上自衛隊による国際貢献を振り返る一

元ペルシャ湾掃海派遣部隊指揮官落

おちあいたお落合略

湾岸戦争後、敷設された機雷を除去するため、91 (平成3) 年に掃海部隊がペルシャ湾に派遣されてから、今年は20年月 にあたります。当時PKO法は制定されておらず、自衛隊法(機 雷等の除去)を根拠とし、自衛隊創設以来初の海外実任務とし て艦艇6隻、人員511名からなる掃海部隊が派遣されました。 この作戦は、湾岸に一日も早く平和の夜明けが訪れるよう願い を込めて「湾岸の夜明け作戦」と名付けられ、188日間にわた り各国海軍部隊と協同して掃海作業に従事しました。この間1 件の事故もなく合計34個の機雷を処分することができました。 これは先輩達が残してくれた良き伝統と、それを引き継いだ隊 員達が、それぞれの立場で自己の最善を尽くし、誠実に任務を 遂行した結果であり、過酷な環境においても勇敢かつ粘り強く 取り組んだ隊員達の心と技こそが「湾岸の夜明け作戦」の成功 につながったものだと確信しています。また、このペルシャ湾 への派遣を先駆けとして、国際貢献にかかわる様々な法整備が なされ、海上自衛隊による活動も徐々に拡大していったことを 思うと、私たちの活動が、今日の国際貢献への足掛かりになっ たものと考えています。

海賊対処法の制定にともない、現在海自護衛艦と航空機がソマリア沖・アデン湾周辺海域で商船などの護衛を実施中ですが、それに対し海運関係者などから多数の感謝の言葉が寄せられており、1人のOBとして、そのような評価を大変誇らしく感じています。

今後も海上自衛隊に対して、こうした国際貢献に関わる活動 がよりいっそう求められることになると思いますが、派遣され る部隊の方々の活躍を祈念いたします。





※落合氏は94(同6)年、第1術科学校長(海将補)を 最後に定年退官されました。